

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	内部統制報告書
<b>【根拠条文】</b>	金融商品取引法第24条の4の4第1項
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	平成25年4月17日
<b>【会社名】</b>	株式会社シーイーシー
<b>【英訳名】</b>	COMPUTER ENGINEERING & CONSULTING LTD.
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 柏木 茂
<b>【最高財務責任者の役職氏名】</b>	取締役 管理本部長 大石 仁 史
<b>【本店の所在の場所】</b>	神奈川県座間市東原五丁目1番11号
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 本社事務所 (東京都渋谷区恵比寿南一丁目5番5号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長柏木茂及び取締役管理本部長大石仁史は、当社並びに連結子会社及び持分法適用関連会社（以下「当社グループ」と言います。）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的な枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社グループは、当連結会計年度の末日である平成25年1月31日を基準日として、わが国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価基準に準拠し、評価を実施しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行い、その結果も考慮し、評価対象とする業務プロセスを最終的に決定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性という観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社グループ3社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果も考慮し、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定していることを確認しております。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の当連結会計年度の売上高予算（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、当連結会計年度の売上高予算の概ね2/3に達するよう留意し、2事業拠点を「重要な事業拠点」としました。また、当連結会計年度末日においても一定割合に達していることを確認しております。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく係る勘定科目として売上高、売掛金、及び棚卸資産を評価対象とし、さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを、財務報告への影響を勘案して、重要性の大きい業務プロセスとして評価範囲としました。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価手続を実施した結果、平成25年1月31日現在の当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断致します。

## 4 【付記事項】

該当事項はありません。

## 5 【特記事項】

該当事項はありません。